

奈良県内小・中学校及び高等学校における養護教諭配置状況

H27 養護教員配置数

【小学校】

	市町村	校名	養護	備考
1	奈良市	椿井小	1	
2	奈良市	飛鳥小	1	
3	奈良市	鼓阪小	1	
4	奈良市	濟美小	1	
5	奈良市	佐保小	1	
6	奈良市	大宮小	1	
7	奈良市	都跡小	1	
8	奈良市	大安寺小	1	
9	奈良市	東市小	1	
10	奈良市	平城小	1	
11	奈良市	辰市小	1	
12	奈良市	明治小	1	
13	奈良市	帯解小	1	
14	奈良市	伏見小	1	
15	奈良市	富雄南小	1	
16	奈良市	富雄北小	1	
17	奈良市	奈良・田原小	1	
18	奈良市	柳生小	1	
19	奈良市	あやめ池小	1	
20	奈良市	鶴舞小	1	
21	奈良市	鳥見小	1	
22	奈良市	登美ヶ丘小	1	
23	奈良市	六条小	1	
24	奈良市	菁和小	1	
25	奈良市	右京小	1	
26	奈良市	東登美ヶ丘小	1	
27	奈良市	二名小	1	
28	奈良市	西大寺北小	1	
29	奈良市	富雄第三小	1	
30	奈良市	平城西小	1	
31	奈良市	大安寺西小	1	
32	奈良市	三碓小	1	
33	奈良市	神功小	1	
34	奈良市	朱雀小	1	
35	奈良市	濟美南小	1	
36	奈良市	鼓阪北小	1	
37	奈良市	伏見南小	1	
38	奈良市	佐保台小	1	
39	奈良市	佐保川小	1	
40	奈良市	左京小	1	
41	奈良市	月ヶ瀬小	1	
42	奈良市	並松小	1	
43	奈良市	都邨小	1	
44	奈良市	吐山小	1	
45	奈良市	六郷小	1	
46	奈良市	興東小	1	
47	天理市	丹波市小	1	
48	天理市	山の辺小	1	
49	天理市	井戸堂小	1	
50	天理市	前裁小	2	
51	天理市	二階堂小	1	
52	天理市	朝和小	1	
53	天理市	福住小	1	
54	天理市	櫛本小	1	
55	天理市	柳本小	1	
56	山添村	やまぞえ小	1	
57	大和郡山市	郡山南小	1	
58	大和郡山市	筒井小	1	
59	大和郡山市	矢田小	1	
60	大和郡山市	平和小	1	

	市町村	校名	養護	備考
61	大和郡山市	治道小	1	
62	大和郡山市	昭和小	1	
63	大和郡山市	片桐小	1	
64	大和郡山市	郡山北小	1	
65	大和郡山市	片桐西小	1	
66	大和郡山市	郡山西小	1	
67	大和郡山市	矢田南小	1	
68	生駒市	生駒小	1	
69	生駒市	生駒南小	1	
70	生駒市	生駒北小	1	
71	生駒市	生駒台小	2	
72	生駒市	生駒東小	1	
73	生駒市	真弓小	1	
74	生駒市	俵口小	1	
75	生駒市	鹿ノ台小	1	
76	生駒市	桜ヶ丘小	1	
77	生駒市	あすか野小	2	
78	生駒市	壺分小	1	
79	生駒市	生駒南第二小	1	
80	平群町	平群南小	1	
81	平群町	平群北小	1	
82	平群町	平群小	1	
83	三郷町	三郷小	1	
84	三郷町	三郷北小	1	
85	斑鳩町	斑鳩小	1	
86	斑鳩町	斑鳩西小	1	
87	斑鳩町	斑鳩東小	1	
88	安堵町	安堵小	1	
89	桜井市	桜井小	1	
90	桜井市	城島小	1	
91	桜井市	安倍小	1	
92	桜井市	朝倉小	1	
93	桜井市	大福小	1	
94	桜井市	初瀬小	1	
95	桜井市	三輪小	1	
96	桜井市	織田小	1	
97	桜井市	纏向小	1	
98	桜井市	桜井西小	1	
99	桜井市	桜井南小	1	
100	宇陀市	大字陀小	1	
101	宇陀市	菟田野小	1	
102	宇陀市	榛原小	1	
103	宇陀市	榛原東小	1	
104	宇陀市	榛原西小	1	
105	宇陀市	室生西小	1	
106	宇陀市	室生東小	1	
107	曾爾村	曾爾小	1	
108	御杖村	御杖小	1	
109	橿原市	畝傍南小	1	
110	橿原市	畝傍北小	1	
111	橿原市	鴨公小	1	
112	橿原市	晚成小	1	
113	橿原市	耳成小	1	
114	橿原市	今井小	1	
115	橿原市	真菅小	1	
116	橿原市	金橋小	1	
117	橿原市	香久山小	1	
118	橿原市	新沢小	1	
119	橿原市	白橿南小	1	
120	橿原市	耳成南小	1	

	市町村	校名	養護	備考
121	橿原市	真菅北小	1	
122	橿原市	畝傍東小	1	
123	橿原市	白橿北小	1	
124	橿原市	耳成西小	1	
125	川西町	川西小	1	
126	三宅町	三宅小	1	
127	田原本町	田原本・東小	1	
128	田原本町	田原本・北小	1	
129	田原本町	田原本小	1	
130	田原本町	田原本・南小	1	
131	田原本町	平野小	1	
132	高取町	たかむち小	1	
133	明日香村	明日香小	1	
134	吉野町	吉野小	1	
135	吉野町	吉野北小	1	
136	大淀町	大淀桜ヶ丘小	1	
137	大淀町	大淀緑ヶ丘小	1	
138	大淀町	大淀希望ヶ丘小	1	
139	下市町	下市小	1	
140	黒滝村	黒滝小	1	
141	天川村	天川小	1	
142	下北山村	下北山小	1	
143	上北山村	上北山小		上北山中と兼務
144	川上村	川上小	1	
145	東吉野村	東吉野小	1	
146	大和高田市	片塩小	1	
147	大和高田市	高田小	1	
148	大和高田市	土庫小	1	
149	大和高田市	浮孔小	1	
150	大和高田市	磐園小	1	
151	大和高田市	陵西小	1	
152	大和高田市	菅原小	1	
153	大和高田市	浮孔西小	1	
154	御所市	御所小	1	
155	御所市	掖上小	1	
156	御所市	秋津小	1	
157	御所市	葛小	1	
158	御所市	名柄小	1	
159	御所市	大正小	1	
160	御所市	葛城小	1	
161	香芝市	五位堂小	1	
162	香芝市	下田小	1	
163	香芝市	二上小	2	
164	香芝市	関屋小	1	
165	香芝市	志都美小	1	
166	香芝市	三和小	1	
167	香芝市	鎌田小	1	
168	香芝市	真美ヶ丘東小	1	
169	香芝市	真美ヶ丘西小	1	
170	香芝市	旭ヶ丘小	2	
171	葛城市	新庄小	1	
172	葛城市	忍海小	1	
173	葛城市	新庄北小	1	
174	葛城市	磐城小	1	
175	葛城市	當麻小	1	
176	上牧町	上牧小	1	
177	上牧町	上牧第二小	1	
178	上牧町	上牧第三小	1	
179	王寺町	王寺小	1	
180	王寺町	王寺北小	1	

	市町村	校名	養護	備考
181	王寺町	王寺南小	1	
182	広陵町	広陵東小	1	
183	広陵町	広陵西小	1	
184	広陵町	広陵北小	1	
185	広陵町	真美ヶ丘第一小	1	
186	広陵町	真美ヶ丘第二小	1	
187	河合町	河合第一小	1	
188	河合町	河合第二小	1	
189	河合町	河合第三小	1	
190	五條市	五條小	1	
191	五條市	牧野小	1	
192	五條市	北宇智小	1	
193	五條市	阿太小	1	
194	五條市	宇智小	1	
195	五條市	野原小	1	
196	五條市	阪合部小	1	
197	五條市	西吉野小	1	
198	野迫川村	野迫川小	1	
199	十津川村	十津川第一小	1	
200	十津川村	平谷小	1	
201	十津川村	西川第一小	1	
202	十津川村	西川第二小	1	
		計	206	

H27 養護教員配置数

【中学校】

	市町村	校名	養護	備考
1	奈良市	春日中	2	
2	奈良市	三笠中	2	
3	奈良市	若草中	1	
4	奈良市	伏見中	1	
5	奈良市	富雄中	1	
6	奈良市	都南中	2	
7	奈良市	田原中		田原小と兼務
8	奈良市	登美ヶ丘中	1	
9	奈良市	平城西中	1	
10	奈良市	二名中	1	
11	奈良市	京西中	1	
12	奈良市	富雄南中	1	
13	奈良市	平城中	1	
14	奈良市	飛鳥中	1	
15	奈良市	登美ヶ丘北中	1	
16	奈良市	都跡中	1	
17	奈良市	平城東中	1	
18	奈良市	月ヶ瀬中	1	
19	奈良市	都祁中	1	
20	奈良市	富雄第三中	1	
21	奈良市	興東館柳生中	1	
22	天理市	天理・北中	2	
23	天理市	天理・南中	1	
24	天理市	福住中	1	
25	天理市	天理・西中	1	
26	山添村	山添中	1	
27	大和郡山市	郡山中	2	
28	大和郡山市	郡山南中	1	
29	大和郡山市	郡山西中	1	
30	大和郡山市	郡山東中	1	
31	大和郡山市	片桐中	1	
32	生駒市	生駒中	1	
33	生駒市	生駒南中	1	
34	生駒市	生駒北中	1	
35	生駒市	緑ヶ丘中	1	
36	生駒市	鹿ノ台中	1	
37	生駒市	上中	1	
38	生駒市	光明中	1	
39	生駒市	大瀬中	1	
40	平群町	平群中	1	
41	三郷町	三郷中	1	
42	斑鳩町	斑鳩中	1	
43	斑鳩町	斑鳩南中	1	
44	安堵町	安堵中	1	
45	桜井市	桜井中	1	
46	桜井市	桜井東中	1	
47	桜井市	大三輪中	1	
48	桜井市	桜井西中	1	
49	宇陀市	大宇陀中	1	
50	宇陀市	菟田野中	1	
51	宇陀市	榛原中	1	
52	宇陀市	室生中	1	
53	曾爾村	曾爾中	1	
54	御杖村	御杖中	1	
55	橿原市	畝傍中	2	
56	橿原市	八木中	2	
57	橿原市	大成中	1	
58	橿原市	光陽中	1	
59	橿原市	白樺中	1	
60	橿原市	橿原中	1	

	市町村	校名	養護	備考
61	川西町	式下中	1	
62	田原本町	田原本中	1	
63	田原本町	田原本・北中	1	
64	高取町	高取中	1	
65	明日香村	聖徳中	1	
66	吉野町	吉野中	1	
67	大淀町	大淀中	1	
68	下市町	下市中	1	
69	黒滝村	黒滝中	1	
70	天川村	天川中	1	
71	天川村	洞川中	1	
72	下北山村	下北山中	1	
73	上北山村	上北山中	1	
74	川上村	川上中	1	
75	東吉野村	東吉野中	1	
76	大和高田市	高田中	1	
77	大和高田市	片塩中	1	
78	大和高田市	高田西中	1	
79	御所市	御所中	1	
80	御所市	葛中	1	
81	御所市	葛上中	1	
82	御所市	大正中	1	
83	香芝市	香芝中	1	
84	香芝市	香芝西中	1	
85	香芝市	香芝東中	1	
86	香芝市	香芝北中	2	
87	葛城市	新庄中	1	
88	葛城市	白鳳中	1	
89	上牧町	上牧中	1	
90	上牧町	上牧第二中	1	
91	王寺町	王寺中	1	
92	王寺町	王寺南中	1	
93	広陵町	広陵中	1	
94	広陵町	真美ヶ丘中	1	
95	河合町	河合第一中	1	
96	河合町	河合第二中	1	
97	五條市	五條中	1	
98	五條市	五條東中	1	
99	五條市	野原中	1	
100	五條市	五條西中	1	
101	五條市	西吉野中	1	
102	野迫川村	野迫川中		野迫川小と兼務
103	十津川村	十津川中	1	
		計	109	

県立高等学校の養護教諭配置状況

所属コード	学校名	人数
520021	奈良朱雀高等学校	1
520030	奈良高等学校	2
520040	西の京高等学校	1
520050	平城高等学校	2
520060	高円高等学校	1
520080	登美ヶ丘高等学校	1
520090	生駒高等学校	1
520101	奈良北高等学校	1
520141	郡山高等学校	2
520142	大和中央高等学校	2
520151	法隆寺国際高等学校	1
520161	西和清陵高等学校	1
520170	添上高等学校	1
520180	二階堂高等学校	1
520190	山辺高等学校	1
520211	磯城野高等学校	1
520230	橿原高等学校	1
520241	畝傍高等学校	2
520251	高取国際高等学校	1
520261	奈良情報商業高等学校	1
520270	桜井高等学校	1
520281	榛生昇陽高等学校	1
520300	大宇陀高等学校	1
520310	玉寺工業高等学校	1
520321	大和広陵高等学校	1
520330	香芝高等学校	1
520350	高田高等学校	1
520381	御所実業高等学校	1
520391	青翔高等学校	1
520400	大淀高等学校	1
520410	吉野高等学校	1
520420	五條高等学校	1
520430	十津川高等学校	1
合計		38



参考資料7

養護教諭の職務内容等について

学校教育法(抄)

- 第28条 小学校には、校長、教頭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
7 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 第40条 第28条…の規定は中学校に準用する。
- 第50条第2項 高等学校には、…養護教諭その他必要な職員を置くことができる。

保健体育審議会答申(昭和47年)(抄)

養護教諭は、専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導のみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。

保健体育審議会答申(平成9年)(抄)

(養護教諭の新たな役割)

(前略)養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング(健康相談活動)が一層重要な役割を持ってきている。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、(中略)心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。(中略)養護教諭については、現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を實踐できる資質の向上を図る必要がある。

養護教諭の職務内容

- 1 学校保健情報の把握に関すること

- (1) 体格、体力、疾病、栄養状態の実態
- (2) 不安や悩みなどの心の健康の実態 等

2 保健指導・保健学習に関すること

[個人・集団対象]

- (1) 心身の健康に問題を有する児童生徒の個別指導
- (2) 健康生活の実践に関して問題を有する児童生徒の個別指導

[集団対象]

- (1) 学級活動やホームルーム活動での保健指導
- (2) 学校行事等での保健指導

[保健学習]

保健学習への参加・協力

3 救急処置及び救急体制に関すること

4 健康相談活動に関すること

5 健康診断・健康相談に関すること

- ・ 定期・臨時の健康診断の立案、準備、指導、評価 等

6 学校環境衛生に関すること

- (1) 学校薬剤師が行う検査の準備、実施、事後措置に対する協力
- (2) 教職員による日常の学校環境衛生活動への協力・助言 等

7 学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等に関すること

- (1) 一般教員の行う保健活動への協力
- (2) 学校保健委員会等の企画運営への参画 等

8 伝染病の予防に関すること

9 保健室の運営に関すること

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

[お知らせ](#) | [政策について](#) | [白書・統計・出版物](#) | [申請・手続き](#) | [文部科学省について](#) | [教育](#) | [科学技術・学術](#)
[スポーツ](#) | [文化](#)

[ご意見・お問い合わせ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

3 近年における答申及び学校保健安全法から見る養護教諭の役割

養護教諭の役割については、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会において主要な役割が述べられている。続いて中教審答申（平成20年1月）において養護教諭の役割の明確化が図られたことは、先に述べたとおりである。

(1) 保健体育審議会及び中央教育審議会答申

① 保健体育審議会（昭和47年12月）

- 文部大臣の諮問内容：「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」

養護教諭の役割については、「養護教諭は、専門的な立場からすべての児童生徒の健康および環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導に当たるのみならず、一般の教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」と述べられている。

② 保健体育審議会答申（平成9年9月）

- 文部大臣の諮問内容：「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」

養護教諭の役割については、「児童生徒の心の健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の身体的な不調の背景にいじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付く立場にある養護教諭の行うヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割を持ってきている。」と述べられており、養護教諭の行う健康相談が広く周知されるに至った。

③ 中央教育審議会答申（平成20年1月）

- 文部科学大臣の諮問内容：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」

養護教諭の役割に関しては、次のように述べている。

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

(略)

(1) 養護教諭

- ① 養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。平成18年度の調査によると、子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人であり、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレ

ルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっていると同時に、特別支援教育において期待される役割も増してきている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。

- ② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、学校教育法における養護教諭に関する規定を踏まえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討する必要がある。

- ③・④略

- ⑤ 深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められていることから、学級活動などにおける保健指導はもとより専門性を生かし、チーム・ティーチングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。そのため、保健教育の充実や子どもの現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある。

- ⑥ 略

- ⑦ 近年、社会的な問題となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たっては、すべての教職員がそれぞれの立場から連携して組織的に対応するための校内組織体制の充実を図るとともに、家庭や、地域の関係機関等との連携を推進していくことが求められている。養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて、養護教諭に最新の知見を提供するなど、学校の取組を支援することが求められる。

- ⑧ 子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画*を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。

* 保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画。

(*下線は、筆者が記入)

養護教諭の職務については、5項目に整理された。学校保健の3領域である保健管理、保健教育、保健組織活動に、保健室経営及び健康相談が加わっている。健康相談については、保健管理のみならず、児童生徒の人間形成においても大きな役割を果たしていることや、期待されている役割であることから独立した項目として挙げられている。

また、課題としては、複数配置の促進、研修の充実、養成カリキュラムの充実などが挙げられている。

(2) 学校保健法の一部改正(平成20年6月)

中教審答申(平成20年1月)を踏まえ、学校保健法の改正が行われた。学校保健法は昭和33年に制定され、大幅な改正は半世紀ぶりのことである。この改正により保健と安全の両方を規定した法律であることを明確化するため、学校保健法は「学校保健安全法」と改称された。

今回の学校保健法の改正は、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ各学校において共通して取り組まれるべき事項について、規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定めたものである。養護教諭に関わる新たに規定された主な条文は次のとおりである。

○保健室(第七条)

「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」

・ 従来は健康診断、健康相談、救急処置だけの例示であったが、新しく保健指導が位置付けられたことにより養護教諭の職務の明確化が図られた。また、旧法では「保健室」は雑則に位置付けられていたが、今回の改正で本章に位置付けられた。

○保健指導(第九条)

「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」

・ 養護教諭を中心として関係教職員と連携した健康相談、保健指導、健康観察が法に明確に位置付けられるとともに、保護者への助言も盛り込まれるなど充実が図られた。

○地域の医療機関等との連携（第十条）

「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」

- ・ 児童生徒の心身の健康問題を解決するに当たって、医療機関等との連携を必要とする事例が増えている中、地域の医療機関等との連携が法に位置付けられ、保健管理等の充実が図られた。

○危険等発生時対処要領の作成（第二十九条）

「3 学校においては、事故等により児童生徒等に危険が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。」

- ・ 災害や事件事故等が発生した後の心のケアが重要であることから、心理的外傷等の心身の健康に対する影響を受けた子どもや関係者（教職員・保護者等）の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとされ、心のケアが法に位置付けられた。

4 これからの学校保健に求められている養護教諭の役割

中教審答申（平成20年1月）及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割を考察してみると次のとおりである。

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の実施（保健室経営計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、ティーム・テーチングや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症 等

◎ 保健主事を兼務している養護教諭

- ① 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- ② 総合的な学校保健計画の作成
- ③ 学校保健委員会（地域学校保健委員会）の活性化
- ④ 校内保健組織を核とした組織的な運営と活動
- ⑤ 学校保健活動の評価（PDCA） 等